



平成 18 年 5 月 10 日

各 位

会社名 タカノ株式会社  
代表者名 代表取締役社長 鷹 野 準  
(コード番号 7885 東証第 1 部)  
問合せ先 常 務 取 締 役 野 溝 郁 文  
(TEL : 0265-85-3150)

## 定款の一部変更に関するお知らせ

当社は、平成 18 年 5 月 10 日開催の取締役会において、「定款一部変更の件」を平成 18 年 6 月 29 日開催予定の第 53 期定時株主総会に付議することを決議いたしましたので、下記のとおりお知らせいたします。

### 記

#### 1. 定款変更の目的

- (1) 介護保険法等の一部を改正する法律(平成 17 年法律第 77 号)が本年 4 月 1 日に施行され、介護予防サービス事業者の指定制度が設けられたことにともない、介護予防サービス事業を行うため、現行定款第 2 条(目的)第 8 号に事業の目的を追加するものであります。
- (2) 「会社法」(平成 17 年法律第 86 号)が平成 18 年 5 月 1 日に施行され、電子公告による公告方法が認められたことにともない、より効果的で経済的な情報開示方法である電子公告を採用するため、現行定款第 4 条(公告の方法)を変更し、併せて事故その他やむを得ない事由により電子公告することができないときの措置を定めるものであります。
- (3) より効率的かつ機動的な会社運営を行っていくことを目的に、取締役の員数の上限を現行の 15 名から 12 名に減ずるものであります。
- (4) 「会社法」および「会社法の施行に伴う関係法律の整備等に関する法律」(平成 17 年法律第 87 号。以下「整備法」という。)が、平成 18 年 5 月 1 日に施行されたことにともない、「会社法」および「整備法」に基づき、次のとおり、所要の変更を行うものであります。
  - ① 単元未満株主の管理の効率化を図るため、単元未満株式の権利を限定する規定を新設するものであります。
  - ② インターネットの普及を考慮し、株主の皆様の利便性を高めるために、法務省令に定めるところにしたがい、株主総会参考書類等をインターネットで開示することにより、みなし提供できるようにするための規定を新設するものであります。
  - ③ 会社法第 368 条第 2 項に規定する取締役会の招集手続として、取締役・監査役全員の同意あるときの招集手続の省略に関する規定を新設し、会社法第 392 条第 2 項に規定する監査役会の招集手続として、監査役全員の同意あるときの招集手続の省略に関する規定を新設するものであります。

- ④会社法第 370 条により取締役会の書面決議が認められることとなったことに伴い、取締役会の機動的な運営と適時の経営判断を可能とするため、全取締役の同意があり、全監査役にも異議がない場合に限り、会議を開催せずに、取締役会の決議の目的である事項について、取締役会の決議があったものとみなすための規定を新設するものであります。
- ⑤取締役および監査役が職務の執行にあたり、期待される役割を十分に発揮できるよう会社法第 426 条の規定に基づき、取締役および監査役の会社に対する賠償責任を法令に定める範囲内で取締役会の決議により減免できる旨の規定を新設するものであります。また、社外取締役および社外監査役として有能な人材を迎えられるよう会社法第 427 条の規定に基づき、会社に対する賠償責任を法令の範囲内で限定する契約を締結できる旨の規定を新設するものであります。なお、取締役会の決議による取締役の責任免除および社外取締役の責任限定契約に関する規定を新設することにつきましては監査役全員の同意を得ております。
- ⑥会計監査人として有能な人材または監査法人を迎えられるよう、また、期待される役割を十分に発揮できるよう会社法第 427 条の規定に基づき、会社に対する賠償責任を法令の範囲内で限定する契約を締結できる旨の規定を新設するとともに、この規定の新設にともない、第 6 章として会計監査人の章を新設するものであります。
- ⑦会社法第 459 条第 1 項により、定款に定めることによって剰余金の配当等についての権限を取締役に付与することが可能となりますので、機動的な資本政策および配当政策を図るため、第 40 条（剰余金の配当等の機関決定）を新設するものであります。
- ⑧第 40 条（剰余金の配当等の機関決定）の新設により、会社法第 459 条第 2 項の要件を満たす限り、取締役会決議によって市場から自己株式を取得することが可能となりますので、不要となる現行定款第 6 条（自己株式の取得）を削除するものであります。
- ⑨第 40 条（剰余金の配当等の機関決定）の新設により、取締役会決議によって剰余金の配当を行うことが可能となりますので、不要となる会社法第 454 条第 5 項に規定する中間配当について定めた現行定款第 37 条（中間配当）を削除するものであります。
- ⑩その他、会社法の施行に伴う規定の整備、条文の加除に伴う条数の変更等所要の変更を行うとともに、一部字句および条建ての整備等を行うために所要の変更を行うものであります。

## 2. 定款変更の内容

定款変更の内容は別紙、定款変更案新旧対照表のとおりであります。

## 3. 日程等

本定款変更案は平成 18 年 6 月 29 日開催予定の第 53 期定時株主総会に付議、承認の後、効力を発生するものであります。

本定款変更案は第 53 期定時株主総会上程の際までの間に文言等の修正を行う場合があります。

以上

(下線は変更部分を示しております。)

現 行 定 款	変 更 案
<p style="text-align: center;">第1章 総 則</p> <p>(商 号) 第1条 当社は、<u>タカノ株式会社と称する。</u></p> <p>② <u>英文では、TAKANO CO.,Ltd.と表示する。</u></p> <p>(目 的) 第2条 当社は、次の事業を営むことを目的とする。</p> <ol style="list-style-type: none"> <li>1. 各種スプリングの製造販売</li> <li>2. 家具の製造販売</li> <li>3. 機械器具の製造販売</li> <li>4. 電気器具の製造販売</li> <li>5. 門扉、フェンス等のエクステリア製品の製造販売</li> <li>6. センサー、画像装置等の電子応用機器の製造販売</li> <li>7. 医療福祉機器の製造販売並びにレンタル</li> </ol> <p style="text-align: center;">(追加)</p> <ol style="list-style-type: none"> <li>8. 園芸植物の栽培、加工及び販売</li> <li>9. 健康食品の製造販売</li> <li>10. 化粧品<del>の製造販売</del></li> <li>11. 前各号に付帯する一切の事業</li> </ol> <p>(本店の所在地) 第3条 当社は、本店を長野県上伊那郡宮田村に置く。</p> <p>(公告の方法) 第4条 <u>当社の公告は、日本経済新聞に掲載する。</u></p> <p style="text-align: center;">第2章 株 式</p> <p>(会社が発行する株式の総数) 第5条 当社の<u>発行する株式の総数</u>は、5,000万株とする。 <u>ただし、株式の消却が行われた場合には、これに相当する株式数を減ずる。</u></p> <p style="text-align: center;">(新設)</p> <p>(自己株式の取得) 第6条 当社は、<u>商法第211条ノ3第1項第2号の規定により、取締役会の決議をもって自己株式を買受けることができる。</u></p>	<p style="text-align: center;">第1章 総 則</p> <p>(商 号) 第1条 当社は、<u>タカノ株式会社と称し、英文では、TAKANO CO.,Ltd.と表示する。</u> (削除し、前項と統合)</p> <p>(目 的) 第2条 当社は、次の事業を営むことを目的とする。</p> <ol style="list-style-type: none"> <li>1. 各種スプリングの製造販売</li> <li>2. 家具の製造販売</li> <li>3. 機械器具の製造販売</li> <li>4. 電気器具の製造販売</li> <li>5. 門扉、フェンス等のエクステリア製品の製造販売</li> <li>6. センサー、画像装置等の電子応用機器の製造販売</li> <li>7. 医療福祉機器の製造販売並びにレンタル</li> <li>8. <u>介護保険法に基づく居宅サービス及び介護予防サービス</u></li> <li>9. 園芸植物の栽培、加工及び販売</li> <li>10. 健康食品の製造販売</li> <li>11. 化粧品<del>の製造販売</del></li> <li>12. 前各号に付帯する一切の事業</li> </ol> <p>(本店の所在地) 第3条 (現行どおり)</p> <p>(公告方法) 第4条 <u>当社の公告方法は電子公告とする。ただし、事故その他やむを得ない事由によって電子公告による公告をすることができない場合は、日本経済新聞に掲載して行う。</u></p> <p style="text-align: center;">第2章 株 式</p> <p>(発行可能株式総数) 第5条 当社の<u>発行可能株式総数</u>は、5,000万株とする。</p> <p>(株券の発行) 第6条 <u>当社は株式に係る株券を発行する。</u></p> <p style="text-align: center;">(削除)</p>

現 行 定 款	変 更 案
<p>(1単元の株式の数)</p> <p>第7条 当社の<u>1単元の株式数</u>は、100株とする。 (第8条から移動)</p>	<p>(<u>単元株式数及び単元未満株券の不発行</u>)</p> <p>第7条 当社の<u>単元株式数</u>は、100株とする。</p> <p>② <u>当社は、前条の規定にかかわらず、単元未満株式に係る株券を発行しない。ただし、株式取扱規則に定めるところについてはこの限りではない。</u></p>
<p>(<u>単元未満株券の不発行</u>)</p> <p>第8条 当社は、<u>1単元の株式の数に満たない株式(以下「単元未満株式」という)に係る株券を発行しない。ただし、株式取扱規則に定めるところについてはこのかぎりではない。</u></p>	<p>(第7条第2項へ移動)</p>
<p>(新設)</p>	<p>(<u>単元未満株式についての権利</u>)</p> <p>第8条 当社の株主(実質株主を含む。以下同じ。)は、<u>その有する単元未満株式について、次に掲げる権利以外の権利を行使することができない。</u></p>
<p>(名義書換代理人)</p> <p>第9条 当社は、<u>株式につき名義書換代理人を置く。</u></p> <p>② <u>名義書換代理人及びその事務取扱場所は、取締役会の決議によって選定し、これを公告する。</u></p> <p>③ <u>当社の株主名簿(実質株主名簿を含む。以下同じ。)及び株券喪失登録簿は、名義書換代理人の事務取扱場所に備え置き、株式の名義書換、単元未満株式の買取、株券の交付、株券喪失登録、実質株主名簿の作成、実質株主通知の受理その他株式に関する事務は名義書換代理人に取扱わせ、当社においてはこれを取扱わない。</u></p>	<p>1. <u>会社法第189条第2項各号に掲げる権利</u></p> <p>2. <u>会社法第166条第1項の規定による請求をする権利</u></p> <p>3. <u>株主の有する株式数に応じて募集株式の割当て及び募集新株予約権の割当てを受ける権利</u></p>
<p>(株式取扱規則)</p>	<p>(株主名簿管理人)</p>
<p>第9条 当社は、<u>株式につき名義書換代理人を置く。</u></p> <p>② <u>名義書換代理人及びその事務取扱場所は、取締役会の決議によって選定し、これを公告する。</u></p> <p>③ <u>当社の株主名簿(実質株主名簿を含む。以下同じ。)及び株券喪失登録簿は、名義書換代理人の事務取扱場所に備え置き、株式の名義書換、単元未満株式の買取、株券の交付、株券喪失登録、実質株主名簿の作成、実質株主通知の受理その他株式に関する事務は名義書換代理人に取扱わせ、当社においてはこれを取扱わない。</u></p>	<p>第9条 当社は、<u>株主名簿管理人を置く。</u></p> <p>② <u>株主名簿管理人及びその事務取扱場所は、取締役会の決議によって定め、これを公告する。</u></p> <p>③ <u>当社の株主名簿(実質株主名簿を含む。以下同じ。)新株予約権原簿及び株券喪失登録簿の作成並びに備置きその他の株主名簿、新株予約権原簿及び株券喪失登録簿に関する事務は、これを株主名簿管理人に委託し、当社においてはこれを取扱わない。</u></p>
<p>第10条 当社の<u>株券の種類、株式の名義書換、単元未満株式の買取、株券の交付、株券喪失登録、実質株主名簿の作成、実質株主通知の受理その他株式に関する取扱については、取締役会の定める株式取扱規則による。</u></p>	<p>(株式取扱規則)</p> <p>第10条 当社の株式に関する取扱及び手数料は、<u>法令又は本定款のほか、取締役会において定める株式取扱規則による。</u></p>

現 行 定 款	変 更 案
<p>(基準日)</p> <p>第11条 当社は、毎年3月31日の最終の株主名簿に記載又は記録された議決権を行使できる株主（実質株主を含む。以下同じ。）をもって、その決算期に関する定時株主総会において権利を行使すべき株主とする。</p> <p>② 前項又は本定款に別段の定めがある場合を除き、必要がある場合には、取締役会の決議により、あらかじめ公告のうえ、臨時に基準日を定めることができる。</p> <p style="text-align: center;">第3章 株主総会</p> <p>(招 集)</p> <p>第12条 当社の定時株主総会は毎年6月に招集し、臨時株主総会は必要に応じて招集する。</p> <p style="text-align: center;">(新設)</p> <p>(招集者及び議長)</p> <p>第13条 株主総会は、法令に別段の定めがある場合を除き、取締役会の決議に基づき社長が招集し、その議長となる。</p> <p>② 社長に事故あるときは、あらかじめ取締役会で定めた順序にしたがい、他の取締役がこれに代わる。</p> <p style="text-align: center;">(新設)</p> <p>(決議の方法)</p> <p>第14条 株主総会の決議は、法令又は定款に別段の定めがある場合を除き、出席した株主の議決権の過半数による。</p> <p>② 商法第343条の規定によるべき決議は、総株主の議決権の3分の1以上を有する株主が出席し、その議決権の3分の2以上をもってこれを行う。</p>	<p style="text-align: center;">(削除)</p> <p style="text-align: center;">(削除)</p> <p style="text-align: center;">第3章 株主総会</p> <p>(招 集)</p> <p>第11条 当社の定時株主総会は、毎年6月にこれを招集し、臨時株主総会は、必要あるときに随時これを招集する。</p> <p style="text-align: center;">(定時株主総会の基準日)</p> <p>第12条 当社の定時株主総会の議決権の基準日は、毎年3月31日とする。</p> <p>(招集権者及び議長)</p> <p>第13条 株主総会は、取締役社長がこれを招集し、議長となる。</p> <p>② 取締役社長に事故あるときは、取締役会であらかじめ定めた順序にしたがい、他の取締役が株主総会を招集し、議長となる。</p> <p style="text-align: center;">(株主総会参考書類等のインターネット開示とみなし提供)</p> <p>第14条 当社は、株主総会の招集に際し、株主総会参考書類、事業報告、計算書類及び連結計算書類に記載又は表示すべき事項に係る情報を、法務省令に定めるところにしたがいインターネットを利用する方法で開示することにより、株主に対して提供したものとみなすことができる。</p> <p>(決議の方法)</p> <p>第15条 株主総会の決議は、法令又は定款に別段の定めがある場合を除き、出席した議決権を行使することができる株主の議決権の過半数をもって行う。</p> <p>② 会社法第309条第2項に定める決議は、議決権を行使することができる株主の議決権の3分の1以上を有する株主が出席し、その議決権の3分の2以上をもって行う。</p>

現 行 定 款	変 更 案
<p>(議決権の代理行使)</p> <p>第15条 株主は、当会社の議決権を有する他の株主を代理人として、その議決権を行使することができる。</p> <p>② 前項の株主又は代理人は、代理権を証する書面を株主総会毎に当会社に提出するものとする。</p> <p>第4章 取締役及び取締役会</p> <p>(取締役の員数)</p> <p>第16条 当会社の取締役は、<u>15名以内とする。</u></p> <p>(取締役の選任方法)</p> <p>第17条 取締役は、<u>総株主の議決権の3分の1以上を有する株主が出席した株主総会において、その議決権の過半数の決議によってこれを選任する。</u></p> <p>(第1項を右記2つの項に分離し規定)</p> <p>② 取締役の選任決議については、累積投票によらないものとする。</p> <p>(取締役の任期)</p> <p>第18条 取締役の任期は、<u>就任後1年内の最終の決算期に関する定時株主総会終結の時までとする。</u></p> <p>(新設)</p> <p>(代表取締役)</p> <p>第19条 <u>当社を代表すべき取締役は、取締役会の決議によりこれを定める。</u></p> <p>② <u>社長に事故あるときは、あらかじめ取締役会の定めた順序にしたがい他の取締役がこれに代わる。</u></p> <p>(第20条から移動)</p> <p>(第25条から移動)</p> <p>(役付取締役)</p> <p>第20条 <u>取締役会の決議により取締役の中から、社長1名を定め、必要に応じて会長1名、副社長、専務取締役及び常務取締役各若干名を定めることができる。</u></p>	<p>(議決権の代理行使)</p> <p>第16条 株主は、当会社の議決権を有する他の株主<u>1名</u>を代理人として、その議決権を行使することができる。</p> <p>② 株主又は代理人は、株主総会ごとに代理権を証明する書面を当会社に提出し<u>なければならない。</u></p> <p>第4章 取締役及び取締役会</p> <p>(員数)</p> <p>第17条 当会社の取締役は、<u>12名以内とする。</u></p> <p>(取締役の選任方法)</p> <p>第18条 取締役は、株主総会において選任する。</p> <p>② <u>取締役の選任決議は、議決権を行使することができる株主の議決権の3分の1以上を有する株主が出席し、その議決権の過半数をもって行う。</u></p> <p>③ 取締役の選任決議は、累積投票によらないものとする。</p> <p>(任期)</p> <p>第19条 取締役の任期は、<u>選任後1年以内に終了する事業年度のうち最終のものに関する定時株主総会の終結の時までとする。</u></p> <p>(取締役会の設置)</p> <p>第20条 <u>当社は、取締役会を置く。</u></p> <p>(代表取締役、役付取締役及び顧問・相談役)</p> <p>第21条 <u>取締役会は、その決議によって代表取締役を選定する。</u></p> <p>(削除)</p> <p>② <u>取締役会は、その決議によって取締役会長、取締役社長各1名、取締役副社長、専務取締役、常務取締役各若干名を定めることができる。</u></p> <p>③ <u>取締役会は、その決議によって顧問及び相談役各若干名を定めることができる。</u></p> <p>(第21条第2項へ移動)</p>

現 行 定 款	変 更 案
<p>(取締役会の招集者及び議長)</p> <p>第21条 取締役会は、法令に別段の定めがある場合を除き、社長が招集し、<u>その議長となる。</u></p> <p>② 社長に事故あるときは、<u>あらかじめ取締役会の定めた順序にしたがい他の取締役がこれに代わる。</u></p>	<p>(取締役会の招集権者及び議長)</p> <p>第22条 取締役会は、法令に別段の定めがある場合を除き、<u>取締役社長がこれを招集し、議長となる。</u></p> <p>② <u>取締役社長に欠員又は事故あるときは、取締役会においてあらかじめ定めた順序にしたがい、他の取締役が取締役会を招集し、議長となる。</u></p>
<p>(取締役会の招集手続)</p> <p>第22条 取締役会の招集通知は、<u>各取締役及び各監査役に対し、会日の3日前までにこれを発する。</u></p> <p>ただし、緊急の必要あるときは、この期間を短縮することができる。</p> <p>(新設)</p>	<p>(取締役会の招集通知)</p> <p>第23条 取締役会の招集通知は、<u>会日の3日前までに各取締役及び各監査役に対してこれを発する。</u>ただし、緊急の必要あるときは、この期間を短縮することができる。</p> <p>② <u>取締役及び監査役の全員の同意があるときは、招集の手続きを経ないで取締役会を開催することができる。</u></p>
<p>(取締役会の決議)</p> <p>第23条 <u>取締役会の決議は、取締役の過半数が出席し、出席取締役の過半数をもってこれを行う。</u></p> <p>(新設)</p>	<p>(削除)</p>
<p>(取締役会規則)</p> <p>第24条 取締役会に関する事項については、法令又は定款に定めるもののほか、取締役会において定める取締役会規則による。</p>	<p>(取締役会の決議の省略)</p> <p>第24条 <u>当社は、会社法第370条の要件を充たしたときは、取締役会の決議があったものとみなす。</u></p> <p>(取締役会規則)</p> <p>第25条 取締役会に関する事項は、法令又は定款に定めるもののほか、取締役会において定める取締役会規則による。</p>
<p>(顧問及び相談役)</p> <p>第25条 <u>取締役会の決議により、顧問及び相談役を置くことができる。</u></p>	<p>(第21条第3項へ移動)</p>
<p>(取締役の報酬及び退職慰労金)</p> <p>第26条 <u>取締役の報酬及び退職慰労金は、株主総会でこれを定める。</u></p> <p>(新設)</p>	<p>(報酬等)</p> <p>第26条 <u>取締役の報酬、賞与その他職務執行の対価として当会社から受ける財産上の利益(以下、「報酬等」という。)は株主総会の決議によって定める。</u></p>
<p>(新設)</p> <p>(新設)</p>	<p>(取締役の責任免除)</p> <p>第27条 当社は、会社法第426条第1項の規定により、<u>任務を怠ったことによる取締役(取締役であった者を含む。)の損害賠償責任を、法令の限度において、取締役会の決議によって免除することができる。</u></p> <p>② <u>当社は、会社法第427条第1項の規定により、社外取締役との間に、任務を怠ったことによる損害賠償責任を限定する契約を締結することができる。ただし、当該契約に基づく損害賠償責任の限度額は、法令が規定する額とする。</u></p>

現 行 定 款	変 更 案
<p style="text-align: center;">第5章 監査役及び監査役会</p> <p style="text-align: center;">(新設)</p> <p>(監査役の員数)</p> <p>第27条 当社の監査役は、4名以内とする。</p> <p>(監査役の選任方法)</p> <p>第28条 監査役は、<u>総株主の議決権の3分の1以上を有する株主が出席した株主総会において、その議決権の過半数の決議によってこれを選任する。</u> (第1項を右記2つの項に分離し規定)</p> <p>(監査役の任期)</p> <p>第29条 監査役の任期は、<u>就任後4年内の最終の決算期に関する定時株主総会終結の時までとする。</u></p> <p>② 補欠により選任された監査役の任期は、<u>前任者の任期満了の時までとする。</u></p> <p>(常勤監査役)</p> <p>第30条 監査役は、<u>その互選により常勤監査役を定める。</u></p> <p>(監査役会の招集手続)</p> <p>第31条 監査役会の招集通知は、<u>各監査役に対し、会日の3日前までにこれを発する。</u> ただし、緊急の必要あるときは、この期間を短縮することができる。</p> <p style="text-align: center;">(新設)</p> <p>(監査役会の決議)</p> <p>第32条 監査役会の決議は、<u>法令に別段の定めがある場合を除き、監査役の過半数をもってこれを行う。</u></p> <p>(監査役会規則)</p> <p>第33条 監査役会に関する事項については、法令又は定款に定めるもののほか、監査役会において定める監査役会規則による。</p> <p>(監査役の報酬及び退職慰労金)</p> <p>第34条 監査役の報酬及び退職慰労金は、株主総会でこれを定める。</p>	<p style="text-align: center;">第5章 監査役及び監査役会</p> <p style="text-align: center;">(監査役及び監査役会の設置)</p> <p>第28条 当社は、<u>監査役及び監査役会を置く。</u></p> <p>(員数)</p> <p>第29条 (現行どおり)</p> <p>(選任方法)</p> <p>第30条 監査役は、株主総会において選任する。</p> <p>② <u>監査役の選任決議は、議決権を行使することができる株主の議決権の3分の1以上を有する株主が出席し、その議決権の過半数をもって行う。</u></p> <p>(任期)</p> <p>第31条 監査役の任期は、<u>選任後4年以内に終了する事業年度のうち最終のものに関する定時株主総会終結の時までとする。</u></p> <p>② <u>任期の満了前に退任した監査役の補欠として選任された監査役の任期は、退任した監査役の任期の満了する時までとする。</u></p> <p>(常勤の監査役)</p> <p>第32条 監査役会は、<u>その決議によって常勤の監査役を選定する。</u></p> <p>(監査役会の招集通知)</p> <p>第33条 監査役会の招集通知は、<u>会日の3日前までに各監査役に対して発する。</u>ただし、緊急の必要あるときは、この期間を短縮することができる。</p> <p>② <u>監査役全員の同意があるときは、招集の手続きを経ないで監査役会を開催することができる。</u></p> <p style="text-align: center;">(削除)</p> <p>(監査役会規則)</p> <p>第34条 監査役会に関する事項は、法令又は定款に定めるもののほか、監査役会において定める監査役会規則による。</p> <p>(報酬等)</p> <p>第35条 監査役の報酬等は、<u>株主総会の決議により定める。</u></p>

現 行 定 款	変 更 案
(新設)	<u>(監査役の責任免除)</u> 第36条 当社は、会社法第426条第1項の規定により、 <u>任務を怠ったことによる監査役(監査役であった者を含む。)</u> の損害賠償責任を、法令の限度において、取締役会の決議によって免除することができる。
(新設)	② 当社は、会社法第427条第1項の規定により、 <u>社外監査役との間に、任務を怠ったことによる損害賠償責任を限定する契約を締結することができる。ただし、当該契約に基づく損害賠償責任の限度額は、法令が規定する額とする。</u>
(章の新設)	<u>第6章 会計監査人</u>
(新設)	<u>(会計監査人の設置)</u> 第37条 当社は会計監査人を置く。
(新設)	<u>(会計監査人の責任免除)</u> 第38条 当社は、会社法第427条第1項の規定により、 <u>会計監査人との間に、任務を怠ったことによる損害賠償責任を限定する契約を締結することができる。ただし、当該契約に基づく損害賠償責任の限度額は、法令が規定する額とする。</u>
<u>第6章 計 算</u>	<u>第7章 計 算</u>
(営業年度)	<u>(事業年度)</u>
第35条 当社の <u>営業年度は、毎年4月1日から翌年3月31日までとし、営業年度の末日を決算期とする。</u>	第39条 当社の <u>事業年度は、毎年4月1日から翌年3月31日までの1年とする。</u>
(新設)	<u>(剰余金の配当等の機関決定)</u> 第40条 当社は、 <u>剰余金の配当等会社法第459条第1項各号に定める事項については、法令に別段の定めある場合を除き、株主総会の決議によらず取締役会の決議により定める。</u>
(利益配当金)	<u>(剰余金の配当の基準日)</u>
第36条 当社の <u>利益配当金は、毎年3月31日最終の株主名簿に記載又は記録された株主又は登録質権者に対し、支払うものとする。</u>	第41条 当社の <u>期末配当の基準日は、毎年3月31日とする。</u>
(新設)	② <u>当社の中間配当の基準日は、毎年9月30日とする。</u>
(新設)	③ <u>前2項のほか、基準日を定めて剰余金の配当をすることができる。</u>
<u>(中間配当)</u>	<u>(削除)</u>
第37条 当社は、 <u>取締役会の決議により、毎年9月30日最終の株主名簿に記載又は記録された株主又は登録質権者に対し、商法第293条ノ5に定める金銭の分配(中間配当という。)をすることができる。</u>	

現 行 定 款	変 更 案
<p>(除斥期間)</p> <p>第38条 <u>利益配当金及び中間配当金が、支払開始の日から満3年を経過しても受領されないときは、当会社はその支払義務を免れるものとする。</u></p> <p>② <u>未払配当金</u>には、利息を付さない。</p>	<p>(配当金の除斥期間等)</p> <p>第42条 <u>配当財産が金銭である場合は、その支払開始の日から満3年を経過してもなお受領されないときは、当会社はその支払義務を免れる。</u></p> <p>② <u>前項の金銭</u>には、利息を付さない。</p>

以 上